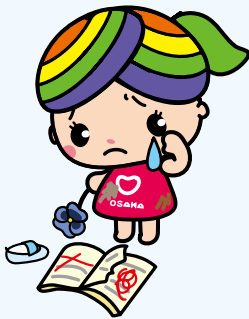


大阪市人権啓発マスコットキャラクター  
「にっこりな」

人権に関する作品募集事業

# 人権啓発 キヤッチコピー 募集



心で感じたことを伝えませんか？

おうほきかん  
応募期間

令和元年9月9日(月)～9月30日(月)必着 ひっちゃんく

〈応募先・応募に関するお問合せ〉

「大阪市人権に関する作品募集事業」事務局  
(大阪市人権啓発・相談センター内)

TEL : 06-6532-7631

FAX : 06-6532-7640

※応募要項は、ホームページでもご覧いただけます。  
ホームページ URL

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000477035.html>

大阪市 人権に関する作品募集

検索



# 人権啓発キャッチコピー応募用紙

たくさんのご応募をお待ちしています！

<b>応募資格に○をつけてください</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生(低学年)</li> <li>・小学生(高学年)</li> <li>・中学生</li> <li>・高校生</li> <li>・一般</li> </ul>	<b>応募テーマ</b> (右の1~10に○をつけてください)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 女性をめぐる人権</li> <li>2. こどもをめぐる人権</li> <li>3. 高齢者をめぐる人権</li> <li>4. 障がいのある人をめぐる人権</li> <li>5. 同和問題(部落差別)</li> <li>6. 外国籍住民をめぐる人権</li> <li>7. LGBTなどの性的少数者をめぐる人権</li> <li>8. いじめ問題</li> <li>9. インターネットと人権</li> <li>10. 人権全般 (さまざまな人権課題を含む)</li> </ol>
-----------------------	---	------------------------------------	---

キャッチコピー (おおむね20字程度のフレーズ)	
-----------------------------	--

制作意図 (キャッチコピーに込めた思い等)	
--------------------------	--

お名前	ふりがな	学年	小中高 年生 (該当する方のみ記入)	年齢	歳
-----	------	----	--------------------------	----	---

ご住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	都道府県 市区町村	
-----	---	--------------	--

連絡先	TEL	FAX
	E-mail	@

この公募は 何で知りましたか？	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ポスター (掲示場所 / )</li> <li>2. リーフレット (設置場所 / )</li> <li>3. 大阪市ホームページ</li> <li>4. 大阪市人権だより「KOKOROねっと」</li> <li>5. その他 ( )</li> </ol>
--------------------	--

学校など団体でまとめて応募される場合は、必ずご記入ください。

学校・事業所 団体名	ふりがな	クラス・ 部署名	ふりがな
応募者数	名	作品数	点

## 応募方法について

### 1. 応募テーマを選ぶ

- 10の応募テーマ(右のページ)からテーマを選ぶ
- 応募用紙右上の応募テーマに必ず○をつける。

※一人1テーマにつき1点(一人最大10点)応募できます。

### 2. キャッチコピーを制作する

- 応募用紙を切り取る。又はコピーをする。
- テーマに沿った人権啓発キャッチコピーを制作し、応募用紙に記入する。
- キャッチコピーに込めた応募テーマに対する思い等を制作意図欄に記入する。

※応募用紙はHPからダウンロードすることもできます。

### 3. 応募する

- 氏名、連絡先、応募資格など必要事項を明記のうえ、応募用紙を「大阪市人権に関する作品募集事業」事務局まで提出してください。
- 応募期間は令和元年9月9日(月)から30日(月)必着
- 応募・問合せ先  
 「大阪市人権に関する作品募集事業」事務局  
 〒550-0012 大阪市西区立売堀4-10-18  
 阿波座センタービル1階 大阪市人権啓発・相談センター内  
 TEL:06-6532-7631 FAX:06-6532-7640  
 HP:<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000477035.html>  
 ※大阪市電子申請・オンラインアンケートシステムから応募することもできます。

# 応募テーマ



次の人権をめぐる応募テーマについて、「思い」や「メッセージ」などをキャッチコピーにしてみませんか。各テーマの解説を記載していますが、このキャッチコピー募集をきっかけに「人権」についてご自身で考え、調べていただければ幸いです。

なお、小学生、中学生、高校生については、「8 いじめ問題」を重点テーマとしています。

## 1 女性をめぐる人権

家庭や職場における男女差別、配偶者・パートナーからの暴力などの人権問題が発生しています。ワーク・ライフ・バランスも含め、女性と男性が相互の立場を尊重して協力し合えるよう、関心と理解を深めていくことが必要です。

## 2 こどもをめぐる人権

体罰、児童虐待、児童買春などの人権問題が発生しています。こどもが一人の人間として最大限に尊重されるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

## 3 高齢者をめぐる人権

高齢者に対する就職差別のほか、介護等に当たっての身体的・心理的虐待などの人権問題が発生しています。高齢者が生き生きと暮らせる社会にするために、関心と理解を深めていくことが必要です。

## 4 障がいのある人をめぐる人権

障がいのある人が職場や家庭・施設などにおいて差別待遇や虐待・暴行を受けたり、店舗でのサービスを拒否されたりといった人権問題が発生しています。障がいのある人が障がいのない人と同じように生活し活動できる社会にするために、関心と理解を深めていくことが必要です。

## 5 同和問題（部落差別）

同和問題はわが国固有の人権問題です。しかし今なお、結婚における差別、差別発言、差別落書き、インターネットによる心無い書き込み等の同和問題が依然として存在しています。同和問題の1日も早い解決をめざしていくことが必要です。

## 6 外国籍住民をめぐる人権

入国する外国人が年々増加する中、外国人に対する就職差別やマンション等への入居拒否など種々の人権問題が生じています。文化等の多様性を認め、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、多文化共生社会の実現に向けて、関心と理解を深めていくことが必要です。

## 7 LGBTなどの性的少数者をめぐる人権

LGBTとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせたものです。LGBTを含め、性のあり方が多数派とは異なる面がある人々のことを総称して性的少数者といいます。多様な性のあり方への理解を深め、性的少数者への偏見や差別意識をなくしていくことが必要です。

- ・レズビアン(L)…女性同性愛者
- ・ゲイ(G)…男性同性愛者
- ・バイセクシュアル(B)…両性愛者
- ・トランスジェンダー(T)…身体の性に違和感を持つ人や生まれたときの性別とは違う性別で生きる人、生きたいと望む人

## 8 いじめ問題

最近のこどものいじめは、多様化が進み、SNSなどのインターネットを使ったものなど、一層周りから見えにくくなっています。



いじめをするこどもやいじめを見て見ぬふりをするこどもが生じる原因・背景には、こどもを取り巻く環境等が複雑に絡み合った問題があります。お互いの異なる点を個性として尊重するなどの人権意識を養っていくことが重要です。

## 9 インターネットと人権

インターネット上においては、匿名による書き込みが可能なことを悪用して、個人の名誉やプライバシーを侵害するなどの種々の人権問題が起きています。



インターネットを正しく使用し、人権侵害をなくすことが必要です。

## 10 人権全般（さまざまな人権課題を含む）

1～9の「応募テーマ」以外にも、さまざまな「人権」をめぐる課題があります。みなさんが日常のなかで気づいた「人権」やこのキャッチコピー募集をきっかけに新たに学んだ「人権」について、あなたが伝えたいと思うテーマで表現してください。

- ・ホームレスの人々に対する偏見や差別
- ・HIV感染者やハンセン病回復者等に対する偏見や差別
- ・犯罪被害者とその家族の人権に対する配慮
- ・就職差別やパワーハラスメント等の仕事をめぐる人権……など

☆人権問題についてインターネットで調べてみましょう！

大阪市民政局 みんなの人権

検索

<https://www.city.osaka.lg.jp/shisei/category/3054-1-2-21-2-14-0-0-0-0.html>

公益財団法人人権教育啓発推進センター

検索

<http://www.jinken.or.jp/>

大阪市人権啓発・相談センター

検索

<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000095095.html>

☆各テーマについてもインターネットで調べてみると詳しいことがもっとよくわかりますよ！

# お う ぼ よ う こ う 応 募 要 項

じんけんかだい そ ぼしゅう にゆうせんさくひん おおさかし こうほういんさつぶつ  
 人権課題のテーマに沿ったキャッチコピーを募集し、入選作品を大阪市の広報印刷物やギャラリー  
 てんじとう かつよう しみん じんけん かんしん うなが じんけんいしき こうよう はか さくひん ま  
 展示等に活用します。市民に人権への関心を促し、人権意識の高揚を図る作品をお待ちしています。

- 応募資格 小学生(低学年)・小学生(高学年)・中学生・高校生(その年齢層の方)・一般
- 応募方法 おおむね20字程度のキャッチコピー(フレーズ)を応募用紙に記載し、提出してください。応募用紙には作品の制作意図として、応募したテーマに対する思いなどを記載する欄がありますので、そちらも忘れずに記載してください。  
※応募作品は未発表のオリジナル作品に限ります。
- 応募点数について 一人が応募できる作品点数は、1テーマにつき1点です。(一人最大10点)
- 応募期間 令和元年9月9日(月)～9月30日(月) ※必着
- 応募・お問合せ 「大阪市人権に関する作品募集事業」事務局  
〒550-0012 大阪市西区立売堀4-10-18 阿波座センタービル1階  
(大阪市人権啓発・相談センター内)  
TEL:06-6532-7631 FAX:06-6532-7640  
HP URL <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000477035.html>
- 入選発表 選考会による審査の後、入選者に結果を通知します。発表は令和元年12月頃の予定です。ホームページでも発表します。
- 表彰式 入選発表後に開催予定です。
- 各賞 応募資格ごとに賞を授与します。



各賞	点数	副賞
大阪市長賞	小(低学年)・小(高学年)・中・高・一般 各1点	5千円相当
特別奨励賞	小(低学年)・小(高学年)・中・高・一般 各1点	3千円相当
優秀賞	小(低学年)・小(高学年)・中・高・一般 各5点	2千円相当
佳作	小(低学年)・小(高学年)・中・高・一般 各7点	1千円相当

※副賞については額面相当の「図書カード」とします。

## ■ 応募に関する注意事項等

●提出された応募用紙は返却しません。●応募にかかる経費・送料等のすべては応募者の負担とします。●応募作品の著作権は作者に帰属し、使用権は大阪市の帰属します。●入選作品が、第三者の知的財産権等を侵害する場合、又は、規定に違反していることが判明した場合は受賞を取り消します。また、権利保有者からの苦情・異議申し立てがあった場合の責任はすべて応募者に帰属するものとします。●入選作品の選出にあたっては各賞における規定の選出点数にこだわらずに選出する場合があります。●該当作品が無い場合は、やむを得ず賞の授与を見送ることがあります。●入選した作品について、同じ内容のものが複数ある時には、くじ引き等により入選作品を決定する場合があります。●入選者が未成年者の場合は、作品の使用等を含め親権者の同意を必要とします。●入選作品は、大阪市の広報印刷物の他、様々な媒体(ホームページ等)での人権啓発等に活用します。●入選作品の使用に関しては、単年度だけでなく継続的に人権啓発事業等へ使用することもあります。●入選作品の発表及び掲出等の際には原則として作者の名前等を掲載します。●入選作品を人権啓発事業等へ使用する際に、場合により修正することがあります。●応募作品はオリジナル作品に限り、模倣(著しく似かよったものを含む)、公序良俗や法令等に反するもの、政治・宗教活動や営利を目的とするもの、他のコンテスト等に応募しているものなどは規定違反とします。また、受賞後にこれらが判明した場合は受賞を取り消します。●応募作品が応募期間を過ぎて届いた場合は、審査の対象外とします。●応募者の個人情報については、本募集事業に関してのみに利用し、法令で定める場合を除き、本人の承諾なしに目的外に利用、又は第三者に提供はしません。